

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引き

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療保険業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」（以下「所得金額の計算書」といいます。）の記載要領に示す「その計算の明細書」として記入し提出するものです。

この計算書には、次の書類を添付してください(オ～キは、該当のある場合のみ)。

- ア 貸借対照表及び損益計算書
- イ 雑益・雑損失明細書
- ウ 地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」
- エ 法人税法施行規則別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の写し
- オ 固定資産及び有価証券売却損益明細書
- カ 介護保険法の規定による介護サービスの種類による区分計算書
- キ この計算書と損益計算書の計上金額が不一致の場合はその内訳が確認できる書類

(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける医療法人等は、この計算書の提出及び貸借対照表等の添付の必要はありません。ただし、法人の事業税の申告書（地方税法施行規則第6号様式）に添付することとされている「所得金額の計算書」の備考欄に「特例適用法人」と記載し、法人税法施行規則別表10（7）の写しを必ず提出してください。

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書」の記載のしかた（上段部分）

<p>「総所得金額（第6号様式別表5再仮計）」①欄</p>	<p>「所得金額の計算書」の「再仮計」欄の金額を記載します。 なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付けて記載します（以下各欄において同じ。）。</p>
<p>「土地等及び有価証券の譲渡又は売却益（損）、有価証券の評価損益、土地等、減価償却資産及び有価証券の受贈益」②欄</p>	<p>次の(1)～(4)の金額を記載します。 (1) 総所得金額の計算上、益金又は損金に算入される土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。以下「土地等」といいます。）及び有価証券の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額（以下「譲渡益等」といいます。） (2) 総所得金額の計算上、益金又は損金に算入される有価証券の評価損益 (3) 土地等、減価償却資産及び有価証券の受贈益 (4) 営業権の譲渡による収入（ただし、軽微なものは、『医療事業の付随収入』における「その他の事業の収入金額（軽微なもの）」欄に該当します。</p>
<p>「課税標準の算定の基礎となる所得金額（①－②）」③欄</p>	<p>「総所得金額（第6号様式別表5再仮計）①」から「土地等及び有価証券の譲渡又は売却益（損）、有価証券の評価損益、土地等、減価償却資産及び有価証券の受贈益②」を控除した金額を記載します。②が「0」の場合は①と一致します。</p>
<p>「医療事業とその他の事業とをあわせて行う場合の所得の区分（医療事業の所得金額及びその他の事業の所得金額）」④及び⑤欄</p>	<p>「課税標準の算定の基礎となる所得金額③」の欄の金額を「医療事業の所得金額④」と「その他の事業の所得金額⑤」に区分して、それぞれの金額を記載します。 なお、医療事業とその他の事業とに区分することが困難な収入金額又は経費の額がある場合は、次の算式により医療事業の所得金額を算定します。</p> <p>〈算式〉 医療事業の所得金額＝ 課税標準の算定の基礎となる所得金額 ÷（医療事業の専属収入金額＋その他の事業の専属収入金額） × 医療事業の専属収入金額</p> <p>注1 「医療事業又はその他の事業の専属収入金額」とは、当該各事業に専属する一切の収入金額をいい、それぞれの事業に共通する収入金額は含みません。 注2 「課税標準の算定の基礎となる所得金額」を「医療事業の専属収入金額＋その他の事業の専属収入金額」で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該「医療事業の専属収入金額＋その他の事業の専属収入金額」の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</p>

	<p>また、「医療事業の専属収入金額」を乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。(以下算式の端数処理方法は同じ。)</p> <p>《例》</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>課税標準の算定の基礎となる所得金額</td> <td style="text-align: right;">46,000,000円</td> </tr> <tr> <td>医療事業の専属収入金額</td> <td style="text-align: right;">220,000,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の事業の専属収入金額</td> <td style="text-align: right;">75,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">$46,000,000 \div (220,000,000 + 75,000,000)$</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">=0.15593220338</td> </tr> </table> <p>「医療事業の専属収入金額+その他の事業の専属収入金額」は9桁なので、9+1の10桁以下を切り捨てます。 「医療事業の専属収入金額」を乗じて得た金額 $0.155932203 \times 220,000,000 = 34,305,084.66$ に1円未満の端数があるので切り捨てます。 「医療事業の所得金額」は 34,305,084円となります。</p>	課税標準の算定の基礎となる所得金額	46,000,000円	医療事業の専属収入金額	220,000,000円	その他の事業の専属収入金額	75,000,000円	$46,000,000 \div (220,000,000 + 75,000,000)$		=0.15593220338	
課税標準の算定の基礎となる所得金額	46,000,000円										
医療事業の専属収入金額	220,000,000円										
その他の事業の専属収入金額	75,000,000円										
$46,000,000 \div (220,000,000 + 75,000,000)$											
=0.15593220338											
「社会保険診療に係る収入金額」⑥欄	「付表1 医療事業の総収入金額の明細書」の(ア)欄の金額を移記します。										
「医療事業に係る総収入金額」⑦欄	<p>「付表1 医療事業の総収入金額の明細書」の(エ)欄の金額を移記します。</p> <p>なお、医療事業とその他の事業とを合わせて行っている場合で、それぞれの事業に区分することが困難な収入金額がある場合は、次の算式により医療事業の総収入金額を算定します。</p> <p>(算式)</p> <p>医療事業の総収入金額＝ 医療事業の専属収入金額+共通収入金額 \div (医療事業の専属収入金額+その他の事業の専属収入金額) \times 医療事業の専属収入金額</p>										
「⑦に占める③又は④の割合(③又は④ \div ⑦)」⑧欄	「医療事業に係る総収入金額」に占める「課税標準の算定の基礎となる所得金額」又は「医療事業の所得金額」の割合で、端数処理は前記④及び⑤欄・注2の方法により行ってください。										
「社会保険診療に係る所得金額(⑧ \times ⑥)」⑨欄	⑧の比率に「社会保険診療に係る収入金額⑥」を乗じて得た金額を記載します。端数処理は前記④及び⑤欄・注2の方法により行ってください。										
「当期分の所得金額(①-⑨)」⑩欄	「総所得金額①」の金額から「社会保険診療に係る所得金額⑨」の金額を控除した金額を記載します。										
「自由診療等の繰越欠損金又は災害損失金」⑪欄	自由診療等に係る繰越欠損金又は災害損失金を記載します。										
営業損害に対する補償金や賠償金(注)の支払いを受けた場合	<p>次のとおり記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補償金(賠償金)請求に当たって積算根拠とした事業年度における医療事業総収入に占める社会保険診療の割合を算出します。 (2) (1)の割合を当該補償金(賠償金)額に乗じて、社会保険診療分と自由診療分に按分します。 (3) (2)のうち社会保険診療分の補償金(賠償金)額を⑥欄に、総補償金(賠償金)額を⑦欄にそれぞれ加算します。 (4) 受け取った補償金(賠償金)額及び補償金(賠償金)請求に当たって積算根拠とした事業年度を「※営業損害に対する補償金(賠償金)を受けている場合」の各欄に記載します。 <p>(注) 「営業損害に対する補償金や賠償金」とは、休業により事業活動ができないことによって得られない収入や減収に対する補償金や賠償金(逸失利益費用等)のことをいいます。これ以外の補償金や賠償金については、実費弁償に係る経費と相殺されるもの(追加的費用等)や車両等の減価償却資産の滅失等に対するもの等は付表2へ、これら以外のものは付表1の「その他の付随収入」へ記載します。</p>										
その他	⑨、⑩の各欄の数値は、地方税法施行規則第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」の各欄へそれぞれ移記します。										

3 付表1「医療事業の総収入金額の明細書」の記載のしかた

この明細書は、医療法人等の収入金額を収入科目ごとに記載し、「医療法人等に係る所得金額の計算書」の計算の基礎とするものです。

<p>「社会保険診療収入金額」欄</p>	<p>(1) 地方税法第72条の23第2項（法人の事業税の課税標準の算定方法の特例）の規定による益金の額に算入しないこととされている社会保険等関係法律の規定に基づく療養等の給付（以下「社会保険診療」といいます。）について支払いを受けた（又は受けるべき）金額を記載します。</p> <p>ただし、生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護については、次のア～スに掲げる介護及びサービスに係る給付について支払いを受けた（又は受けるべき）金額を記載します。</p> <p>ア 訪問看護 イ 訪問リハビリテーション ウ 居宅療養管理指導 エ 通所リハビリテーション オ 短期入所療養介護 カ 介護保健施設サービス キ 指定介護療養施設サービス ク 介護予防訪問看護 ケ 介護予防訪問リハビリテーション コ 介護予防居宅療養管理指導 サ 介護予防通所リハビリテーション シ 介護予防短期入所療養介護 ス 介護医療院サービス</p> <p>また、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業については、「7 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」の社会保険診療収入に計上される介護及びサービスに係る給付について支払いを受けた（又は受けるべき）金額を記載します。</p> <p>(2) これらの社会保険診療収入金額には、被保険者又は組合員が負担する家族療養費及び一部負担金（初診料）等を含みます。</p> <p>また、社会保険診療報酬の査定に係る損益は、その増減点の通知があった日の属する事業年度又は連結事業年度の診療収入に加算又は減算をして記載します。</p> <p>(3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって福島県等が支払った金額も社会保険診療となります。</p>
<p>「自由診療収入金額」欄</p>	<p>社会保険診療収入以外の医療等の給付について支払いを受けるべき金額を記載します。</p> <p>なお、次に掲げる収入科目欄の記載は、それぞれの内容に従って記載してください。</p> <p>(1) 「労働者災害補償保険法等収入」 労働者災害補償保険法のほか、国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含みます。）、地方公務員災害補償法及びその他の法律に基づく業務上若しくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等として医療等の給付について支払を受けるべき収入金額を記載します。</p> <p>(2) 「その他の医療収入」 「自由診療収入金額」欄のうち、他の収入科目のいずれにも属さない医療に関する収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「生活保護法」及び「介護保険法」 生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護に係る保険給付のうち、「社会保険診療収入金額」(1)のア～スに掲げる介護及びサービス以外の介護及びサービスに係る保険給付について支払いを受けた（又は受けるべき）金額を記載します。</p> <p>介護保険法の規定に基づく介護サービス事業に係る保険給付のうち、「7 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」の自由診療診療収入に計上される介護及びサービスに係る保険給付について支払いを受けた（又は受けるべき）金額を記載します。訪問介護等がこれに該当します。</p>

「医療事業の付随収入」欄	医療事業に付随して生ずる収入金額を記載します。「その他の付随収入」欄は、利子等収入（所得税法第174条第1号に掲げる利子等で税引き前の収入金額をいいます。）、電話・電気・ガス・寝具等使用料収入及び不用品売却収入以外の付随収入を記載します。 ただし、「付表2 医療事業の総収入金額に含めない収入金額の明細書」に記載すべきものは除きます。
「その他の事業の収入金額（軽微なもの）」欄	医療事業以外の事業、例えば、商品販売事業、資産若しくは物品貸付業（以下「その他の事業」といいます。）を医療事業とあわせて行っている場合において、その他の事業が社会通念上、医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微のもの（その他の事業の収入金額が、医療事業に係る収入金額の1割程度以下の場合）で、医療事業の附帯事業として行われているときに、その他の事業の収入金額をこの欄に記載します。 ただし、医療事業とその他の事業に係る損益計算が、区分経理により行われている場合には、その区分計算に従って課税所得金額を算出することとなりますので、この欄には記載しないでください。

4 付表2「医療事業の総収入金額に含めない収入金額の明細書」の記載のしかた
この明細書は、「医療事業の総収入金額」に含めない収入金額を記載します。

総収入金額に含めないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員の社宅・寮等使用料収入、従業員の食事代収入 ○ 購入たな卸資産に係る仕入割戻しの額として収入に計上した売上割戻しに対応する金額（納品業者等からの納品リベート等、仕入割戻しと同等と認められるリベートを含みます。） ○ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額 ○ 各種引当金及び積立金の益金算入額 ○ 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 ○ 収入に計上された国税及び地方税に係る還付（充当）金額（ただし、還付（充当）加算金については、付表1「医療事業の付随収入」欄の「その他の付随収入」欄に計上してください。） ○ 減価償却資産の売却益（ただし、取得価額を超える部分の金額は付表1「医療事業の付随収入」欄の「その他の付随収入」欄に計上してください。） ○ 債務免除益 ○ 役員及び従業員の生命保険満期又は解約返戻金、損害保険の満期、解約又は無事故返戻金、償却資産の損失に基因して支払を受ける損害保険金のうち当該資産の取得価額までの金額（配当金は除きます。） ○ 国、地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関からの補助金、助成金又は補償金収入 ※ <u>ただし、支払い利子を補てんする利子補給金や、補助金、助成金の名称であっても、その補助金等の内容が、逸失利益に対する補填であるもの、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当や謝礼金などに該当するものは、付表1「医療事業の付随収入」欄の「その他の付随収入」欄に計上してください。</u> (新型コロナウイルス感染症に係る補助金等についても同様。) ○ 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）及び有価証券の譲渡損益等、益金又は損金に算入される有価証券の評価損益（「土地等及び有価証券の譲渡又は売却益（損）、有価証券の評価損益、土地等、減価償却資産及び有価証券の受贈益②」欄に計上してください。）
--------------	--

5 その他所得金額の計算にあたっての留意事項

申告調整及び法人税の修正申告等による収入金額の修正事項の取り扱い	<p>(1) 申告調整によるもの 法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算します。</p> <p>(2) 法人税の修正申告又は更正・決定によるもの 法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算される収入金額についても、(1)に準じて取り扱います。</p>
貸倒損失の取り扱い	当該事業年度又は連結事業年度において損金経理をした貸倒損失については、収入金額から減算しません。

6 「医療法人等に係る所得金額計算書」による社会保険診療に係る所得金額算定上の総収入金額の算入・不算入について

[例 示]

総収入金額に算入するもの（「医療法人等に係る所得金額の計算書」付表1関係）	
<p>1 寄付金、各種祝金 レクリエーション協賛金 旅行賛助金（寄付金含む） 落成式の祝儀、災害見舞金 患者寄付金、忘年会寄付金 製薬会社からの寸志 記念ゴルフコンペの参加料・ご祝儀収入</p> <p>2 謝金 救急搬送謝金、血液センター謝金 看護実習生受託謝礼金、短大生実習謝金 死亡解剖啓蒙謝金、死体提供謝金、献体料 治験謝礼金</p> <p>3 手数料、使用料等 公害検査手数料、火災保険手数料 不在者投票手数料、利子補給金 自動販売機手数料 補聴器の幹旋手数料収入 コンタクトレンズの管理手数料収入 電柱敷地料、電話使用料 テレビ貸付料、コイン洗濯料 病院内売店の賃貸料 県医師会互助グループ貸ふとん代 建物建築の際の工事業者からの電気・水道 使用料収入 テナントの家賃収入 一般の月極駐車場収入 役員の家賃収入、役員の通信光熱費</p> <p>4 販売収入 売店収入、クズ鉄販売代、フィルム売却代 カップ代金、レントゲン廃液料 体温計売却代、ペーパー代、おむつ代</p>	<p>5 保険金、配当金 死亡保険金 受取った保険金を死亡退職者の退職金に充てている場合であつても保険金全額 損害保険金 受取った保険金額のうち保険の対象となった資産の取得価額を超える金額 生命保険配当金、経営者保険配当金 所得補償保険配当金、企業年金配当金 医療ミスによる損害保険からの補填収入 国又は地方公共団体以外からの休業補償金 入院給付金</p> <p>6 割戻金、払戻金、償還金 電話債券払い戻し益金、債券償還金 戻り利息、固定資産税前納報奨金収入 原子力給付金</p> <p>7 報酬、賃金 医師会からの役員収入 草刈り（院外作業）収入</p> <p>8 資産運用益等 国税等の還付加算金 益金に算入される消費税相当額 益金に算入される外貨建債権債務の換算差益 役員及び従業員への貸付金に対する利息収入</p> <p>9 権利金、保証金 役員及び従業員住宅の礼金、敷金 松葉杖保証料</p> <p>10 弁償代、違約金等 ガラス破損弁償代</p> <p>11 その他 窓口違算金</p>

※ 記載されていない収入金額については、この例示に準じて計上してください。

総収入金額に算入しないもの（「医療法人等に係る所得金額の計算書」付表2関係）

- 従業員の寮等の福利厚生施設使用料収入、食事代収入
- 従業員の子供の託児料収入、保育料収入
- 従業員のための借受け駐車場の従業員からの駐車料収入
- 経費値引き（買掛金値引き）、薬品リベート
- 国庫補助金等で資本的支出に類するもので圧縮記帳した金額に相当する収入金額
- 各種引当金及び積立金の益金算入額
- 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入
- 収入に計上された国税及び地方税に係る還付（充当）金額（還付（充当）加算金を除く）
- 減価償却資産の売却益（取得価額を超える部分の金額は付表1の「医療事業の付随収入」）
- 債務免除益
- 各種損害保険又は生命保険等の解約返戻金
- 各種損害保険又は生命保険等の満期返戻金、無事故返戻金
- 国又は地方公共団体からの収用等補償金
- 土地等及び有価証券の譲渡益等（別途計算する）
- 益金又は損金の額に算入される有価証券の評価損益（別途計算する）
- 国、地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関からの補助金等（注1）（注2）

（例）

雇用調整助成金
労働移動支援助成金
特定求職者雇用開発助成金
障害者雇用安定助成金
両立支援等助成金
医療施設等施設整備費補助金
休日在宅当番医制運営事業補助金
医療関係者研修費等補助金

（注1） 子ども医療費助成金（乳幼児医療費助成金）、重度心身障害者医療費助成金など、社会保険各法に係る医療費を被保険者に代わって福島県等が支払った金額は社会保険診療収入となります。

（注2） 補助金、助成金の名称であっても、その補助金等の内容が、逸失利益に対する補填であるもの、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当や謝礼金などに該当するものは、付表1「医療事業の付随収入」欄の「その他の付随収入」欄に計上してください。

（新型コロナウイルス感染症に係る補助金等についても同様。）

※ 記載されていない収入金額については、この例示に準じて計上してください。

7 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	計上区分		
		社会保険診療収入	自由診療収入	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問通所	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○ (注1)	○ (注1)
	短期入所	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
		短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	○ (注1)	○ (注1)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	○ (注1)	○ (注1)
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○		
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○ (注1)	○ (注1)	
	介護医療院サービス	○ (注1)	○ (注1)	
	介護療養施設サービス (療養病床等)	○ (注1)	○ (注1)	
指定地域密着型サービス 指定地域密着型介護予防サービス	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 他		○	

(注1) 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「自由診療収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「自由診療収入」です。

(注2) 申告の際は「介護保険法の規定による介護サービスの種類による区分計算書」の提出をお願いします。